

一般廃棄物処理委託契約書（案）

排出事業者：宮城県道路公社（以下「甲」という。）と、
処理業者：（以下「乙」という。）は、
甲の事業所から排出される一般廃棄物の処理に関して次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、一般廃棄物処理の業務を乙に委託し、乙は次条以下の約定に従ってこれを受託する。甲及び乙は、処理業務遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令及び仕様書を遵守するものとする。

（対象事業所）

第 2 条 甲が乙に一般廃棄物の処理業務を委託する事業所は次のとおりとする。

三陸自動車道（仙台松島道路） 春日パーキングエリア

上り線：宮城郡利府町春日字筆沢 5－3

下り線：宮城郡利府町春日字二ツ石 3 9－8

（乙の資格要件）

第 3 条 乙は、第 2 条の事業所を管轄する市町村（以下「市町村」という。）の一般廃棄物処理業の許可を有するものであり、これを証するものとして許可証の写しを添付する。
なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

2 乙が一般廃棄物処理業の許可を取り消されたとき、又は営業停止等の処分を受けたときは、乙が資格要件を喪失したものとみなし、甲は取消又は停止等の処分の日をもって自動的に本契約を解除できるものとし、乙はあらかじめこれを承諾する。

3 乙が前項に該当するに至ったときは、乙は直ちに甲に対し報告しなければならない。

（委託処理業務の内容）

第 4 条 乙は第 2 条の事業所より排出される全ての一般廃棄物を収集運搬し、市町村の指定する処理場に搬入・処理する。ただし、産業廃棄物については本契約の対象外とする。

（処理場及び収集時間）

第 5 条 乙は、第 2 条の事業所より排出される一般廃棄物を、原則として、毎日収集しなければならない。また、甲の保管場所を常に清潔に保持しなければならない。

2 一般廃棄物を処理する場所及び収集時間等については、乙は甲と充分調整し、その指示に従うものとする。

(報告)

第6条 乙は、翌月10日までに業務を行った月の廃棄物処理実績書を甲に提出するものとする。

(委託料金)

第7条 甲が、乙に委託する一般廃棄物の収集運搬処分料金単価は次のとおりとする。

収集運搬処分kg当たり料金単価 (市町村指定ゴミ袋料金及び処分費用を含む)

料金単価
円/kg

- 2 前項の料金単価に、前条の収集運搬処分を行った可燃ゴミの実績数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額を委託料金とする。
- 3 委託料金は月払いとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に委託料金を乙に支払うものとする。
- 4 この契約の期間中に、市町村の定める一般廃棄物処理料が改定されたとき、若しくはやむを得ない事情がある場合は甲乙協議の上、委託料金を変更することができる。

(契約期間)

第8条 委託契約期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(契約期間中の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引渡を受けた一般廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
- 3 甲又は乙の一方が、その都合により解約しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に書面により通告しなければならない。但し、次の条項に該当するときは、甲は直ちに本契約を解除できるものとし、乙はこれに対して何ら異議申し立てはしないものとする。
 - (1) 本契約対象事業所が、閉鎖又は長期の休業に至ったとき
 - (2) 乙が天災、地変、同盟罷業、その他不可抗力の事由により受託業務の遂行が不可能になったとき
 - (3) 乙が破産、民事再生手続開始、若しくは会社更生法開始手続の申し立てをしたとき、又は清算に入ったとき
 - (4) 乙が、本契約に違反したとき、及び甲の信用を失墜する行為をしたとき
 - (5) 乙又は乙の代表者の所在が不明となったとき
 - (6) その他、本契約に違反する重大な行為があったとき

(禁止行為)

第10条 乙は、乙の従業員の身元、風紀、規律、健康衛生の管理に関して、一切の責任を負い、次の各項に違反しないよう、充分指揮監督し、これに従わない乙の従業員を作業にあたらせてはならない。

- (1) 作業中、必要のない場所に立ち入らないこと。又作業に関係のない書類、商品、器物に触れないこと。
- (2) 火気及び引火性危険物を使用してはならない。ただし、業務上必要があるときは、事前に甲に届出て、その承認を得ること。
- (3) 風紀を乱す言動をしないこと。
- (4) 対象事業所内では、甲の指示する場所以外で喫煙又は火気を使用しないこと。
- (5) 酒気を帯びて、対象事業所に立ち入り、作業に従事しないこと。
- (6) 甲の事業所内において、本契約業務以外の作業をしないこと。
- (7) 乙は、乙の従業員で、法定伝染病又は結核等に罹病し、感染の恐れのある者を作業に従事させないこと。

(出入手続)

第11条 乙及び乙の従業員は、契約対象事業所に入出入りする場合は、甲の定める手続をしなければならない。

(従業員の変更)

第12条 甲は、乙の従業員の勤務態度、勤務状況、その他について、不適格と判断する場合は、乙に対し乙の従業員の変更を求めることができる。

(機械及び消耗品等の負担)

第13条 乙が受託業務を遂行するに要する車両、機械、器具並びに資材、備品等はすべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第14条 乙は、一般廃棄物処理について、故意又は過失により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び、関係法令に違反した場合、一切の責任を負うものとし、それに起因する全ての損害賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、作業中に甲若しくは第三者に、財産上及び人身上の損害を与えたときは、甲に報告するとともに、乙の責任と負担により、甲若しくは第三者に対し、その損害賠償の責めを負うものとする。

3 乙の従業員がその職務上おこした財産上及び人身上の損害事故については、乙が責任

をもって処理し、補償するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第15条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(機密保持)

第16条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。公表する必要がある場合は、相手方の文書による承諾を必要とする。なお、契約終了後においても同様とする。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲、乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号
宮城県道路公社
理事長 伊藤和彦

乙

印